

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年3月まで

昭和53年1月頃に区役所で妻が20歳到達時まで遡って国民年金加入手続を行い、毎月の保険料と一緒に古いものから順番に数か月分ずつ納付したので、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする妻も同様に、30年以上の長期にわたる国民年金加入期間において10か月を除き保険料の未納は無いことから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和53年1月頃に申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、申立人は20歳に到達した46年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、50年10月から51年3月までの保険料については過年度納付することが可能であった。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、昭和51年度の保険料については昭和54年4月に、52年度の保険料については54年7月に過年度納付されていることが確認できることから、加入手続時点で過年度納付することが可能であった50年10月から51年3月までの保険料についても、納付意識の高かった妻が過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和46年11月から50年9月までの保険料につい

ては、53年1月の加入手続時点においては、既に時効が成立していたことから納付することはできなかつたものと考えられる。

また、前述のとおり、昭和51年度及び52年度の保険料が過年度納付されたのは、それぞれ昭和54年4月及び同年7月であり、これらの納付時期は第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であつたことから、当該制度を利用することにより、加入手続時点において上記時効が成立していた期間の保険料を納付することも可能であつた。しかしながら、i) 妻は、特例納付制度については承知していないとしており、保険料納付時期、納付対象期間及び納付金額についての記憶は無いこと、ii) 当時申立人は27歳であり、その後60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合、国民年金の受給権確保(保険料納付月数等が合計で300か月必要。)が可能であつたことから、妻が特例納付により46年11月から50年9月までの保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和46年11月から50年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から53年3月まで

将来のことを考え、昭和54年3月に20歳到達時まで遡って国民年金に加入し保険料を納付した。毎月の保険料と一緒に古いものから順番に数か月分ずつ納付したので、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、30年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の主張どおり、昭和54年3月頃に申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、申立人は20歳に到達した52年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効成立前であり、保険料を遡って納付することは可能であった。

さらに、申立人は夫の保険料についても自身が納付したとしているところ、夫については申立期間を含む昭和52年度の保険料が昭和54年7月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人が自身の申立期間の保険料についても過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から8年1月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成17年1月から同年4月まで

20歳になった頃、私か母親がA町役場で国民年金加入手続を行った。申立期間①及び②当時、大学生で収入が無かったので、国民年金保険料の全額免除申請手続を行ったと思う。申立期間③については、会社退職（平成17年1月）後、B市役所で国民年金の再加入手続を行った。保険料は納付書によって納付したと思う。申立期間について証明する資料は無いが、申立期間①及び②が全額免除とされていたこと、及び申立期間③の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立期間②については、C市国民年金情報検索システム過年度テーブル（申立人は公簿上平成7年10月8日に同市に転入とされている。）を見ると、申立期間②を含む8年2月から10年3月までの各月欄は全て申請免除を示す「シ」と記載されており、当該期間は全額申請免除期間とされていることが確認できる。このことについて、同市では、平成9年度についても、同市在住時に免除申請があったと思われる旨説明している。

さらに、申立人のオンライン記録、C市及びD市の納付記録を見ると、i) 申立期間直前の平成8年度については、申請免除とされていること、ii) 申立人がC市からD市に転居した平成9年頃から同居していた申立人の姉は、

同年4月から11年3月までの期間が申請免除期間とされていること、iii) 申立人は、6年4月から10年3月までの4年間、同じ大学に通い、申立期間当時、学生で収入は無かったとしており、生活状況の変化は無かったものと考えられることから、申立期間②について免除申請を行い、承認されたと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間①について、申立人は、A町役場で全額免除申請手続きを行ったと思うとしているものの、申立期間①の全額免除申請手続きに係る申請時期、免除承認通知の受領等について具体的な記憶は無く、記憶は曖昧であることから、申立人の申立期間①に係る全額免除申請手続き状況の詳細は不明である。

また、A町の総合行政システムの備考履歴一覧によると、申立人に対し2回の加入勧奨（文書）等を行ったにもかかわらず届出が無かったことから、平成7年6月9日付けで、職権により資格取得日を同年*月*日（20歳到達時）とする国民年金の加入手続きが行われ、申立人に通知されたことが確認できる。申請免除期間については、当時、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までとされていたことから、当該処理が行われた同年6月を基準とすると、同年4月から免除を受けることはできず、申立人の主張は不合理である。

さらに、オンライン記録及びC市の申立人の納付記録を見ると、いずれも申立期間①は未納とされており、申立人が申立期間①当時、全額免除期間とされていたことは確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、保険料は納付書によって納付したと思うとしているところ、オンライン記録の被保険者記録照会（免除）欄を見ると、「該当/申請 平 17.2.1 始期—終期 平 17.1—平 17.4 処理年月日 17.5.27 種別 全」と表示され、平成17年2月1日に免除申請手続きが行われ、同年1月から同年4月までの期間について、免除期間とされたことが確認できる。このことは、申立人が申立期間③当時、住所地としていたB市の保管する申立人の国民年金の電算記録の免除欄によると、「種D（全額申請免除）開始日 H170116 廃止日 H170430」とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無い。

また、免除申請後、申立期間③の保険料が納付された場合、承認後に還付されることとなるが、申立期間③について還付された記録も無い。

さらに、申立期間③の時期には、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

- 4 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかが

わせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を免除され、申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を免除され、申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年3月まで

私は、会社を退職した昭和47年6月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は亡くなった父親が納付してくれた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月14日にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って47年6月30日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年10月から50年3月までの期間は過年度納付が可能であった。

また、申立人は、父親が家族の国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の兄弟の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月23日に連番で払い出されており、その兄弟の国民年金被保険者台帳を見ると、i) 住所は申立人と同じであったこと、ii) 兄については昭和47年度の保険料が、弟については47年8月から48年3月までの保険料がいずれも同年8月20日に過年度納付されていることが確認できることから、父親が申立人についても過年度納付が可能であった同年10月から50年3月までの期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の国民年金加入手続時期（昭和50年11月）を基準とす

ると、申立期間のうち、47年6月から48年9月までの期間は時効となり、父親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和47年6月から48年9月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年1月まで

私は、20歳になった頃に父親から「姉の時は国民年金に入らなくてもよかったけれど、国民年金に入らないといけないようになったから、手続きして払っておいたよ。」と聞いているので父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。納付を証明するものは無いが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無い。オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月19日にA市において払い出され、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続きが行われたとみられ、この加入手続きの際に資格取得日を遡って5年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の一部を含む6年1月から同年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

また、オンライン記録を見ると、平成6年2月及び同年3月の保険料が過年度納付されていることから、前述のとおり過年度納付が可能な同年1月から同年3月までの期間の納付書が送付されたものと推認できる。父親は、送付された納付書で保険料をA市又はB社会保険事務所（当時）で納付したとしていることから、申立期間のうち、過年度納付が可能な同年1月の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から同年12月までの期間については、

前述の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が申立期間のうち、平成5年10月から同年12月までの保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から42年3月まで

私は、昭和41年5月に会社を退職後、夫と一緒にA市B区役所に行き、夫と共に国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、夫の国民年金保険料が2年半ぐらい未納ということを知られ、その場で未納保険料をまとめて一括で納付し、加入月の保険料を同区役所窓口で一人につき150円ぐらい納付した。その翌月からは集金人に毎月二人分の保険料を納付していたが、のちに銀行引落になったと思う。領収書は無く、手続時の年金手帳も無くしたが、私の性格上、保険料を未納にしたことは一度も無く、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、自身の分と一緒に保険料納付していたとする夫も、60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、申立人及びその夫は、複数年にわたり付加保険料も納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれ、申立期間は10か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月3日にA市B区に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状況から、44年1月頃に申立人の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って41年6月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年10月から42年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、申立人の昭和42年4月以降の保険料は納付済みとされており、申立人は、加入手続（44年1月頃）後、昭和42年度の保険料を過年度納付したことが推認できる。前述のとおり、納付意識の高かった申立人が加入手続時点で過年度納付することが可能であった41年10月から42年3月までの保険料も過年度納付したと考えることも不自然ではない。

一方、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続（昭和44年1月頃）時点を基準とすると、申立期間のうち、41年6月から同年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和41年6月から同年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの期間、同年10月から39年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から38年3月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで
③ 昭和40年1月から同年3月まで

私は、夫の申立期間の国民年金保険料は、毎月、自宅に来ていたA市の女性集金人に夫と自分の保険料と一緒に100円ぐらいを納付した。その際に、国民年金手帳に印を押してもらっていたことを覚えている。集金に来れば必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計しても16か月と比較的短期間である上、申立人の申立期間の保険料を納付したとする妻は、昭和36年度を除く国民年金加入期間(申立期間①、②及び③は、当時、国民年金保険料未納期間とされていたが、平成22年3月25日付けで第三者委員会において当該期間の納付記録を訂正する必要があるとの通知がされている。)において保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は申立期間①、②及び③前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料は、集金人に100円ぐらいを納付した際に、国民年金手帳に印を押してもらっていたことを覚えているとしているところ、i) 申立期間当時の保険料月額100

円であることから、妻が主張する保険料額と一致していること、ii) A市では、昭和37年11月からは集金人（国民年金推進員）が徴収し、その納付方法は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式を採っていたとしており、妻が主張する保険料の徴収方法と一致していることから、納付意識の高かった妻が申立期間の保険料を集金人に納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年6月16日、資格喪失日が15年3月11日とされ、当該期間のうち、10年6月16日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年6月16日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月16日から同年7月1日まで

私は、A社に入社して以来、今日に至るまで継続して勤務している。

しかし、申立期間について厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年6月16日、資格喪失日が15年3月11日とされ、当該期間のうち、10年6月16日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録、事業主から提出された異動歴及び事業主の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成10年6月16日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年7月のオンライン記

録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和55年5月から56年9月までB事業所（適用事業所はA事業所）で継続勤務していたが、厚生年金保険の記録に空白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のB事業所の事務員で、現在のA事業所の総務部長を含む複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間以前からB事業所で勤務していたことが推認できる。

また、当該総務部長は、「申立人は、昭和56年4月1日から当事業所の正職員であり、正職員については、採用後すぐに厚生年金保険に加入することになるはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期の同僚の申立期間に係る記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月1日から40年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月21日から40年4月1日まで

私は、昭和39年6月からA社に勤務したが、同社での被保険者記録の取得日が40年4月1日となっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年7月1日から40年4月1日までの期間については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、39年7月1日からA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、A社では入社とほぼ同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた旨証言しているところ、このうち、同社で申立人と同日の昭和40年4月1日に厚生年金保険の資格を取得している同僚は、「自分は、昭和40年4月に入社し、初めから社会保険に加入している。」と証言しているとともに、別の同僚も、「私がA社に入社したときに、社員の勤務条件については、社会保険完備と言われた記憶がある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月1日から40年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種で、同時期にA社に入社した同僚の記録から判断して、1万4,000円とすることが妥当であ

る。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主とは連絡が取れず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和39年6月21日から同年7月1日までの期間については、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についてうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年7月まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間における標準報酬月額が1万6,000円となっているが、私が保管している昭和40年5月分及び同年6月分の賃金支払明細票により、給与から標準報酬月額1万8,000円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。申立期間の標準報酬月額は1万8,000円が適正であると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年5月及び同年6月の期間については、申立人から提出された賃金支払明細票により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

申立期間のうち、昭和40年7月については、申立人と同日（同年4月10日）にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の賃金支払明細票によると、当該同僚の同年5月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料の控除額は一定であることが確認できることから、申立人も、同年7月において直前の同年6月と同額の標準報酬月額（1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、前述の申立人及び当該同僚の賃金支払明細票により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月については、A社は、「当時の資料を破棄したため不明。」と回答しており、申立人の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6677～6696（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： ① 平成17年12月15日
② 平成18年8月10日
③ 平成20年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無い。

A社が保管する賞与支払一覧表により、当該期間において賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与合計一覧表（平成17年12月分及び18年8月分）」及び「賞与支給控除一覧表（2008年12月）」により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与合計一覧表及び賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件20件（別添一覧表参照）

別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

事案 番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	都道府県	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額		
						平成17年12月15日	平成18年8月10日	平成20年12月15日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
6677			男	昭和17年生		33万 6,000円	33万 6,000円	25万 円
6678			男	昭和18年生		22万 4,000円	16万 1,000円	16万 円
6679			女	昭和21年生		19万 5,000円	19万 5,000円	22万 円
6680			女	昭和23年生		14万 7,000円	16万 8,000円	19万 円
6681			男	昭和23年生		23万 4,000円	23万 4,000円	30万 円
6682			男	昭和24年生		30万 8,000円	30万 8,000円	32万 円
6683			男	昭和26年生		30万 8,000円	30万 8,000円	32万 円
6684			男	昭和29年生		26万 9,000円	26万 9,000円	20万 円
6685			男	昭和30年生		14万 7,000円	14万 7,000円	15万 円
6686			男	昭和32年生		30万 8,000円	30万 8,000円	32万 円
6687			男	昭和34年生		14万 7,000円	14万 7,000円	20万 円
6688			男	昭和36年生		19万 5,000円	19万 6,000円	29万 円
6689			男	昭和37年生		29万 9,000円	29万 9,000円	32万 円
6690			男	昭和40年生		30万 8,000円	30万 8,000円	32万 円
6691			女	昭和40年生		14万 7,000円	15万 4,000円	19万 円
6692			男	昭和42年生		30万 8,000円	30万 8,000円	32万 円
6693			男	昭和43年生		28万 3,000円	28万 3,000円	30万 円
6694			男	昭和48年生		25万 9,000円	28万 円	31万 円
6695			男	昭和50年生		26万 6,000円	26万 6,000円	32万 円
6696			男	昭和50年生		24万 4,000円	24万 5,000円	29万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無い。

A社が保管する賞与支払一覧表により、申立期間において賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表(2008年12月)」により、申立人は、その主張する標準賞与額(12万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無い。

A社が保管する賞与支払一覧表により、申立期間において賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表(2008年12月)」により、申立人は、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成20年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②に係る賞与の記録が無い。

A社が保管する賞与支払一覧表により、当該期間において賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社から提出された「賞与支給控除一覧表（2008年12月）」により、申立人は、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された「賞与合計一覧表（平成18年8月分）」により、申立人は、同社から当該期間に係る賞与の支払を受けていたが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6700

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成元年9月は20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から平成元年11月まで

年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与に比べ低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年9月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において36万円の標準報酬月額に見合う総支給額が支給され、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の総支給額より低い報酬月額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保

険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和56年1月から同年11月までの期間、57年2月から61年9月までの期間、同年12月から62年6月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月から平成元年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間のうち、昭和51年5月から55年12月までの期間、56年12月、57年1月、61年10月、同年11月、62年7月、同年10月及び平成元年5月については、事業主は、「A社は現在事業を行っておらず、申立期間当時の給与や人事に関する書類も保管していないので詳細は不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における保険料控除額及び総支給額について確認できない。

また、申立期間当時の事務担当者は、「事業主の指示に従って、当時、総支給額より低い額の報酬月額で届出を行っていたが、その届け出た報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（5万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和48年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和46年4月にA社に入社し、48年3月に同社C支店から同社B支店に異動している。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、A社C支店を昭和48年3月1日に資格を喪失し、同社B支店において同年4月1日に資格を取得したこととなっており、1か月間の記録が無いので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、A社B支店における資格取得時の標準報酬月額も間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録、健康保険組合の被保

険者記録、厚生年金基金の加入員記録、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年3月1日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金（事後訂正により5万2,000円）及び健康保険組合の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②については、i) 申立人がA社B支店において被保険者資格を取得後、初めて標準報酬月額が改定された昭和48年9月1日までの期間であること、ii) 前述のとおり、申立人の被保険者資格取得時（同年3月1日）の標準報酬月額が5万2,000円であったと認められること、iii) 当該期間後の同年9月から申立人の標準報酬月額は、7万2,000円に増額されていることから判断して、申立人は、当該期間において、同社同支店における被保険者資格取得（同年3月）と同額の標準報酬月額（5万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主による申立人の当該期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6702

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成10年1月から同年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは41万円、同年10月から12年2月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から12年2月まで

A社では、給与が毎月それほど変わっていないのに、申立期間の標準報酬月額が20万円と記録されているのはおかしいと思う。会社も倒産して10年以上たち、当時の資料も無く何も分からないが、調査した上で適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは41万円、同年10月から12年2月までは36万円と記録されていたところ、同年2月15日付けで、10年1月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成12年2月15日付けで、遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、申立期間において、訂正前の標準報酬月額に見合う給与が支給され、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社については、平成11年度及び12年度分の労働保険料が未納と記録されており、平成12年6月分から13年5月分までのB市に係る市県民税特別徴収分が未納と記録されている上、当時の申立人を含む10人分の賃金について未払いとされている状況等から判断して、当該遡及訂正が行われた当時、

厚生年金保険料についても滞納していた可能性が高いものと考えられる。

なお、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、上記遡及訂正処理が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「取締役は登記上、名前を貸していただけで、仕事は資材管理と倉庫当番をしていた。事務関係については何も分からない。」と主張しているところ、同社の元従業員も、「申立人は、現場（倉庫）の仕事だけしており、事務に関しては全く知らない上、関わりもなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理には関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成12年2月15日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考えるのが難しく、申立人について、10年1月に遡って標準報酬月額を減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た、平成10年1月から同年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは41万円、同年10月から12年2月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成7年2月から同年4月までの期間を26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年4月まで

A社において給与が減額された記憶は無く、源泉徴収票においても30万円の給与が確認できることから、調査の上、申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月から同年4月までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与が支給され、標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年1月については、A社から提出された源泉徴収簿により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、28万円であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成9年6月1日から10年10月1日まで

私は、申立期間①及び②において、給与を30万円ほど支給されていたと記憶しているが、年金記録を確認したところ、標準報酬月額は12万6,000円と記録されている。また、当該期間のうち、平成10年7月から同年9月までの給与支給明細書によると、給与支給額と大きく相違していることも確認できるので、当該期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成7年10月及び同年11月は28万円と記録されていたところ、同年12月7日付けで、遡って12万6,000円に減額訂正され、8年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、同僚49人についても、申立人と同様に平成7年12月7日付けで、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかし、標準報酬月額が減額訂正されている同僚から提出された給与支給明細書によると、当該同僚は、申立期間①において減額訂正される前の標準

報酬月額に見合う給与が支払われ、減額訂正される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、標準報酬月額が減額訂正されている別の同僚は、申立期間当時、A社は経営不振で、給与の遅配があった者もいたと証言している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、申立人について同年10月に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成10年7月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与が支給され、標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成9年6月から10年6月までの期間については、申立人と同様に9年6月1日の随時改定により標準報酬月額が引き下げられている同僚から提出された給与支給明細書によると、当該同僚は、申立期間②において、随時改定前の額以上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において少なくとも随時改定前の標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年11月まで

私は、申立期間の大半は個人経営の事業所で勤務していた。母親が自営業を行っており、その影響もあって国民年金に加入して保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続については、自身が行ったのか両親が行ったのか定かではなく、父親は既に亡くなっており、母親から聴取もできないとしていることから、加入手続の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の始期は実家のあるA市に居住しており、その間の保険料については両親が納付し、昭和57年の春先（同年2月から同年4月頃まで）からB市に居住し、その後はC市に居住（時期は不明）しており、これらの間は自身が保険料を納付していたと思うが、前記の居住地の転居に伴い住民票上の住所地をA市から移していなければ、引き続き実家の両親が保険料を納付してくれていたかもしれないとするなど、保険料納付の詳細も不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出補助簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年8月頃に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に、初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものとみられ、この加入手続の際に、申立期間及び同年6月以降の被保険者資格を遡って取得する処理が行われたものと考えられる。このことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、いずれの居住地に

においても、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、上記のとおり、申立期間の被保険者資格を遡って取得しているものの、国民年金保険料については、納付期限から2年を経過したときは時効により納付することができないことから、申立期間については、上記の加入手続時期において既に時効が成立しており、申立人が申立期間の保険料を遡って納付していたとも考え難い。

このほか、申立人が居住していたA市、B市及びC市のいずれにおいても、申立期間の保険料を納付していたと推認できる形跡が見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から平成4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から平成 4 年 11 月まで

申立期間当時の勤務先の社長から、「うちで働かないか。」と私が 20 歳の頃、元職場の同僚と共に誘いを受けた。先輩二人が住んでいる寮に元職場の同僚と共に住み始めた際、社長から、「国民年金はどうする。お前は指に障害があるから年をとったら苦勞する。」と言われたので、社長に国民年金の加入手続をしてもらった。保険料の納付については、「全員寮にいるから、保険料は給料から控除して納付しておく。」と社長は言っており、任せていた。当時は若い頃であり、私は明細書も見ずに給料袋から現金だけ抜いていたものであったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料納付は、当時の勤務先の事業主が行い、保険料は給料から控除されていたとしているものの、これらを行ったとする事業主は、既に他界していることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、給料から保険料が控除されていたと主張しているところ、事業主が毎月定期的に給料から保険料を控除し、納付していたにもかかわらず、191 か月もの長期間にわたり、度重なる事務処理の誤りが発生する可能性は考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から平成 4 年 11 月までの期間については、A 市の国民年金情報検索シ

システム（過年度テーブル）によると、オンライン記録と同様に保険料が未納とされているほか、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和52年度及び53年度の備考欄には、申立人に対して過年度納付書が発送されたことが記載されていることから、少なくとも当該2年度の保険料は、現年度においては未納とされていたものとみられ、その後、納付されたとする形跡も見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間については、上記のA市の記録においても、オンライン記録と同様に申請免除期間とされており、このことは、国民年金被保険者台帳についても同様の記録とされている。申立人は、申請免除とされていることやその制度そのものも承知していなかったとしているため、加入手続及び保険料納付を行っていたとする事業主が、申請免除に係る手続も行っていたことがうかがわれることから、事業主が当該期間の保険料を納付することはなかったものと考えられる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から8年3月まで

私は平成5年4月から9年3月までの期間については、申立書に添付した卒業証書のとおり学生だった。母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間についても免除申請を行ったと聞いているので、申立期間について、未納とされていることは納得できない。全額免除に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び免除申請手続に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は死亡していることから、申立人の加入手続及び免除申請手続状況に係る詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間について母親が免除申請手続を行ったとしているところ、国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年8月29日にA市B区に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。オンライン記録によれば、申立人は、同年5月31日に免除申請していることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達日である6年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、申立期間の免除申請を行うことはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3240 (事案 2717 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで

申立期間については、ねんきん特別便では、第3号被保険者とされているが、A市又はB社会保険事務所(当時)から送付されてきた納付書により、国民年金保険料を納付していた。特に、平成5年度のところに次男の分として保険料が納付済みと記録されているが、次男の保険料は平成18年の3か月分の保険料を納付しただけである。当時、次男は大学に通っており、そこで将来年金をもらえなくなるかもしれないという話を聞いていて、私に自分の保険料は納付しなくてもいいと言っていたのを覚えているし、次男の保険料を納付した覚えは無く、それは私の保険料として納付したものである。申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したとしているが、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った覚えは無いとしていることから、第1号被保険者への種別変更手続を行っていない者に対して市又は社会保険事務所(当時)から納付書が送付されることは無く、申立人の主張は不自然である。また、オンライン記録、A市の「国民年金に係る被保険者照会」及びC市が保管する「資格記録情報」を見ると、申立人は、いずれの記録においても申立期間を含む昭和61年4月1日から平成7年3月までの期間は第3号被保険者とされており、第1号被保険者として資格取得されたのは同年4月1日とされていることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立期間の納付書が発行・送付されることは無いことから、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられ

る。さらに、申立人から申立期間に係る夫の確定申告書の写し及び預金通帳の写しが提出され、申立人は、これら資料に国民年金保険料を納付した記録があり、税理士から申立人が申立期間の保険料を納付したとする国民年金保険料の納付額についての証明書が提出された。しかしながら、i) 申立人から提出された預金通帳を見ると、3年分については、同通帳に保険料額の記帳は無い上、申立人は、同年分については、保険料を納付していなかったかもしれないとしていること、及び5年分については、預金通帳合計額（10万2,600円）が証明額（9万1,100円）を上回っていること、ii) 6年分については、申立人から提出された夫の確定申告書には、保険料額の記載が無いこと、iii) 3年分及び4年分の証明額及び夫の確定申告書に記載されている保険料額は、当該年に納付済みとされている申立人の子供の保険料額と一致していることから、これら提出された資料からは申立人が申立期間の保険料を納付したことを推認することはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年2月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、平成5年度のところに次男の分として保険料が納付済みと記録されているが、次男の保険料を納付した覚えは無い、それは私の保険料として納付したものであるとしているものの、同年度の次男の納付済みの記録については、オンライン記録及びA市検認記録（口座振替）に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられず、当該保険料を申立人の保険料とすること、及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、会社退職（昭和54年4月）後、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、現在まで継続して国民年金に加入していると思っていた。私は、途中の59年4月1日に資格を喪失し、60年4月1日に資格を取得する手続きを行った覚えは無い。国民年金保険料は、主に母親が平成になるまで、郵便局か銀行で納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、病気のため聴取することはできない上、申立人も申立期間の保険料の納付金額及び納付周期は覚えていないとしていることから、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和59年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、60年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したとされているが、資格喪失及び資格取得の手続きを行った覚えが無いとしているところ、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の資格得喪に係る記録を見ると、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない上、いずれの記録も申立人は、54年4月16日に資格取得、59年4月1日に資格喪失したこととされ、その後、国民年金被保険者資格を取得したのは、60年4月1日（強制加入被保険者資格取得）とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親は、申立期間の保

険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から43年3月まで
20歳(昭和41年*月)になった頃、国民年金保険料を納付するようにとの書類が郵送されてきたため、母親が私の国民年金加入手続きを行い、保険料も母親が銀行か郵便局の窓口で前納してくれたと思う。申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間当時居住していたとするA市においても、申立人に係る国民年金の加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親は、申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から49年3月まで

母親が他界したため詳細は分からないが、私が20歳になった時(昭和44年*月)に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が両親の分と一緒にA市B区で納付していたはずである。両親は、申立期間を含む加入期間の保険料を全て納付済みとされているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しており、申立人も加入手続時期、申立期間の保険料の納付周期、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和52年3月頃にA市B区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である44年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から53年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

私は、昭和49年頃に母親が倒れ、52年*月に亡くなるまでA市B区の姉の家と一緒に母親を介護していた。その後、片付けなどのため3年ぐらいの間は姉の家と一緒に暮らしていた。申立期間当時は、国民年金保険料を未納としていたが、母親が亡くなって何年かしてから、住民票のある同市C区の自宅に戻った後、姉と一緒に同区役所に行き、姉も申立期間が未納とされていたので、姉が私の分と一緒に申立期間の保険料を二人合わせて数十万円まとめて同区役所で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする姉は既に死亡しているほか、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については明確に覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が亡くなって何年かしてから住民票のあるA市C区の自宅に戻った後、姉と一緒に同区役所に行き、姉も申立期間が未納とされていたので、姉が申立期間の保険料を二人合わせて数十万円まとめて同区役所担当窓口で納付したとしている。この申立人の主張内容から、申立人は、申立期間①の保険料を第3回特例納付実施期間(昭和53年7月から55年6月まで)に特例納付及び申立期間②の保険料を過年度納付したとする主張と思われる。しかしながら、i) 申立人は姉が二人合わせてまとめて納付したとする、第3回

特例納付により申立期間①の保険料を特例納付及び申立期間②の保険料を過年度納付した保険料額は明確に覚えていないとしていることから、当該期間に係る保険料額に関する記憶は曖昧であること、ii) 同市では、特例納付及び過年度納付による保険料は取り扱っていなかったとしていること、iii) 同市の申立人の被保険者名簿においても、申立期間①の保険料を特例納付及び申立期間②の保険料を過年度納付したことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iv) 申立人と一緒に納付したとする姉も申立期間は未納とされていることから、姉が申立期間①の保険料を特例納付及び申立期間②の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から57年9月まで
20歳(昭和53年*月)になった頃、母親がA市B出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、結婚(57年10月)するまでの国民年金保険料も母親が毎月同出張所に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年11月5日にC市に払い出され、任意加入被保険者としてその資格取得日は同年10月19日とされている。申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A市において申立人に係る加入記録は存在しないことから、申立人の国民年金加入手続きは、前述の任意加入被保険者として資格取得日とされた同年10月19日に初めて行われたものとみられる。この資格取得日は、申立人が所持する年金手帳及びC市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日とも一致する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月12日から8年1月1日まで
② 平成10年7月24日から同年8月1日まで
③ 平成12年7月21日から同年8月1日まで

私が所持するA社、B社、C社の給与明細書の写し等により、申立期間①のA社については平成8年1月10日に、申立期間②のB社については10年8月15日に、申立期間③のC社については12年7月21日に支給された給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の平成7年分の源泉徴収票及び申立人が作成した「給与記録メモ」により、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を平成7年12月11日に離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社の顧問社会保険労務士から提出された「業務処理票」及び申立人から提出された源泉徴収票には、申立人の退職日が平成7年12月11日と記載されている。

申立期間②について、申立人から提出されたB社の平成10年分の源泉徴収票及び申立人が作成した「給与記録メモ」により、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人から提出された源泉徴収票及び「解雇手当支払請求書」によると、申立人は、B社を平成10年7月23日に退職しており、当該退職日の

翌日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

申立期間③について、C社から提出された給与台帳により、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、C社を平成12年7月20日に離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、C社は、「コンピューターで給与計算をした時に、申立人の退職日の入力が間に合わなかったため、自動的に保険料が計算され控除してしまったかもしれない。」と回答している。

なお、厚生年金保険法では、第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されているとともに、第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日である旨規定されていることから、上述のとおり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（申立期間①は平成7年12月12日、申立期間②は10年7月24日、申立期間③は12年7月21日）が属する月は、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、当該期間において、申立てに係る事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無い。

A社が保管する賞与支払一覧表により、申立期間において賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表（2008年12月）」により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受けていたが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月3日から同年8月27日まで
② 昭和44年5月3日から45年1月21日まで
③ 平成3年2月2日から同年8月25日まで
④ 平成4年5月1日から同年8月26日まで

私は、申立期間当時、A社、B事業所、C社及びD社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の詳細な証言及び同僚の証言から判断すると、時期は明らかでないが、申立人がA社に勤務していたことはいくつかうかがえる。

しかしながら、A社は、既に解散しており、商業登記簿に記載されている代表取締役は既に他界しているため、申立人の勤務時期及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②については、B事業所の回答及び同僚の証言から判断すると、時期は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことはいくつかうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、B事業所は、「当事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答している。

さらに、申立人を記憶している同僚は、「B事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料を給与から控除されておらず、私

は国民年金保険料を納付していた。」と証言している上、当該同僚が申立期間②当時、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③については、C社の回答から判断すると、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては、確認できる資料が無いので不明。」と回答している。

また、当時の同僚として申立人が名前を挙げている者は、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では全ての社員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、E市の記録によると、申立人は、申立期間③において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、C社に係るオンライン記録の申立期間③における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間④については、申立人がD社の所在地、当時の工場長の氏名及び業務内容を詳細に記憶していることから判断すると、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社を後継するF社は、「当時の資料を確認したが、申立人について社員としての記録が確認できない。」と回答している。

また、当時の同僚として申立人が名前を挙げている者は、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では全ての社員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④において国民年金に加入し、当該保険料について申請により免除とされていることが確認できる上、E市の記録によると、申立人は、当該期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、D社に係るオンライン記録の申立期間④における整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6708（事案1647の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月から30年8月まで
② 昭和33年2月から同年12月まで
③ 昭和34年5月及び同年6月
④ 昭和34年7月から35年12月まで
⑤ 昭和36年1月から38年8月まで

申立期間①から⑤までの標準報酬月額は、各社での給与手取り額と大きく相違するので、調査の上、訂正してほしいとして、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、その後、当該期間における本給が記載されている資料をA社から提供されたので、当該期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までに係る申立てについては、i) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①のうち、昭和28年12月から29年4月までの期間に係る標準報酬月額は、当時の上限額（最高等級）とされていること、ii) 申立期間①のうち、上記以外の期間及び申立期間②から⑤までについては、申立てに係る事業所（関連事業所、事業主等を含む。）は、いずれも当時の賃金台帳等を保存していない旨回答していること、iii) このほかに申立人の主張する給与額及びこれに基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立てに係る事業所の後に勤務したA社が保管す

る私の従業員名簿に、申立期間①から⑤までの本給の記載があるので、これに基づき年金記録を訂正してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされているところ、申立人から提出された当該名簿には、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の控除について記載されていない上、当該名簿を作成したA社は、「従業員名簿に記載されている事業所における申立人の保険料控除額が分かる資料は無い。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年4月まで

申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、申立期間の給与は、65万円ほどの手取り額であったと記憶しているため、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管しておらず、給与から控除していた厚生年金保険料額は分からない。」と回答している。

また、A社が委託していた税理士、申立人の居住地を管轄する税務署、申立人の居住地の市町村及び申立人が同社を退職後に勤務したB社は、いずれも申立人の申立期間に係る給与関係書類を保管していないため、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から46年4月まで
② 昭和46年5月から同年10月まで
③ 昭和46年11月から47年11月まで

申立期間①、②及び③に勤務していたそれぞれの事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、それぞれの事業所に係る勤務期間は特定できないが、申立人が申立期間①、②及び③当時、A事業所、B事業所及びC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①については、A事業所は、昭和44年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①のうち、同日以降の期間において、適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人が、入社時には既に勤務していたと記憶し、名前を挙げている同僚は、「自分がA事業所に入社した当時は、同事業所の経営状況が悪く、厚生年金保険には入れてもらえなかったので、自分で国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録によると、当該同僚には、A事業所での厚生年金保険被保険者記録は無く、申立期間①のうち、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった昭和43年9月から44年3月31日までの期間についても、国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所は、昭和43年8月1日の資格取得者に係る手続を最後に厚生年金保険の手続を行っていないことが確認できる。

申立期間②及び③については、B事業所及びC事業所は、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人がB事業所及びC事業所において入社時から一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚は、「B事業所もC事業所も個人事業所で、厚生年金保険には入っていなかったもので、自分で国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録によると、当該同僚には、当該2事業所での厚生年金保険被保険者記録は無く、申立期間②及び③において国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から42年5月1日まで

私は、A事業所に勤務中、給料から保険料を控除されていたのに、厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、期間は明らかでないが、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A事業所は、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない上、申立人は事業主の姓しか覚えていないため同人を特定できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれもA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月21日から55年8月1日まで

私は、昭和53年8月にA社を退職して、一日の休みもなくすぐB社に入社し、乗務員として勤務したが、同社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「事務所を移転した時に古い資料は処分した。申立期間当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた3人の同僚は、いずれも厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録が一致しておらず、雇用保険の被保険者記録はあるものの厚生年金保険の被保険者記録が無い期間が確認できることから、B社は、必ずしも勤務した全ての期間を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月26日から25年1月1日まで
② 昭和25年3月10日から同年12月24日まで

私は、昭和24年8月にA社からB社C支店に転職し、その後D事業所に転職する25年12月までB社C支店に勤務した。

しかし、私のB社C支店における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和25年1月1日から同年3月10日までと記録されており、申立期間①及び②については記録が無い。厚生年金保険料の控除が証明できる資料は無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金保険適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社C支店は、昭和25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間②については、厚生年金保険適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社C支店は、昭和25年4月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日以降の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、B社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年1月1日に申立人と一緒に被保険者資格を取得している同僚7人のうち、照会に対し回答が得られた同僚2人は、自身の勤務期間についての記憶が曖昧で、申立人についての記憶が無い。

加えて、厚生年金保険適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当時の事業主の氏名、住所等に係る記載が無く、申立人も事業主

の氏名、本社の所在地などを覚えていないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、前述の同僚のうち1人は、B社の事業主がE県の人であったと記憶しており、厚生年金保険適用事業所台帳によれば、同県において同社と同じ名称の適用事業所が確認できるものの、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は既に解散し、当時の事業主も他界していることから、当該事業所が申立てに係るB社C支店の本社に当たる存在かどうか確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月頃から45年2月頃まで

私は、昭和44年2月頃から45年2月頃までA社の進物品コーナーにあったB事業所の製品の販売員をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険事業所台帳によると、申立てに係るB事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、B事業所の所在地、当時の同僚の名前等についての記憶が不明であることから、申立てに係る事業所を特定できない。

さらに、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者27人に聴取したが、申立人及びB事業所について記憶している者はいない。

加えて、A社の後継事業所であるC社及び昭和48年にA社の親会社となったD社にも、当時の関連資料は保存されていない。

このほか、申立人の申立期間におけるB事業所での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から12年2月まで

平成11年2月から12年1月まで海外に駐在しており、申立期間において国内分と海外分の給与合計は、42万円ぐらひはあつた。標準報酬月額が16万円と記録されているのは納得できないので、調査して、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成11年5月の随時改定により従前の24万円から16万円に変更され、同年10月の定時決定により同額の16万円とされているところ、申立人から提出された預金通帳2通のうち、申立人名義の1通によると、申立人には、A社から給与として、同年2月から12年2月まで約12万円から約12万9,000円、同年3月には約5万2,000円の入金が確認できる。

しかし、申立人から提出された預金通帳2通のうち、妻名義の1通によると、前記の申立人名義の預金通帳に入金された日から2週間前後の別の日付で、A社から振込入金として、約27万4,000円から約17万7,000円の入金が確認できることから、前記の申立人名義の預金通帳に記載されている金額は、厚生年金保険料等が控除された国内支給の給与と考えられ、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）を上回することは確認できない。

また、申立期間当時の経理担当者は、「国内支給の給与に応じた標準報酬月額を届出し、その額に基づき国内支給の給与から保険料控除を行っていたと思う。」と証言している。

さらに、申立期間当時の事業主は、「会社は平成18年に自己破産し、当時の資料は現存せず不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月17日から50年4月1日まで
② 昭和50年4月1日から51年4月1日まで
③ 昭和51年4月1日から54年7月1日まで

私は、A病院では看護学生、B病院及びC病院では看護師として働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA病院に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険事業所台帳によると、A病院は、D病院に名称を変更した後、昭和62年3月31日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所であった記録が確認できない。

また、D病院は、「申立期間当時は先代の頃で、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料の控除はしていなかったはずだが、当時の資料は残っていないので不明。」と回答している。

さらに、申立人は、A病院の同僚の氏名を記憶しておらず、当時の同病院における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人には、B病院の前後に勤務した事業所については雇用保険の加入記録がある一方、同病院については雇用保険の記録は確認できない。

また、申立期間当時の電話帳及び住宅地図により、B病院が存在したことは確認できたが、厚生年金保険事業所台帳によると、同病院は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立人は、B病院の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び当時の同病院における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和51年6月1日以降の期間においてC病院に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険事業所台帳によると、C病院は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、C病院は、「当時も現在も、厚生年金保険の適用事業所ではないので、厚生年金保険の保険料は控除していないはずだが、当時の資料は残っていないので不明。」と回答している。

さらに、申立人は、C病院の同僚の氏名を記憶しておらず、当時の同病院における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6717（事案1713の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から32年5月1日まで
② 昭和32年5月30日から33年2月1日まで

私は、昭和31年10月頃からA事業所に就職するまでB事業所に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同事業所における被保険者期間は32年5月の1か月のみとされていることが分かったので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、その後、少しずつ記憶が戻り、当初の申立てでは資料不足、説明不足もあったが、通知文書の不自然な点などにも気付いたので、再度記録の確認をし、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) B事業所の厚生年金保険被保険者で連絡先が判明した複数の同僚に照会しても、申立人が申立期間①及び②に同事業所で勤務していたことを裏付ける証言が得られなかったこと、ii) 同事業所は、既に解散している上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、iii) 同事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和32年5月1日と記録されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同日に資格取得している者と連番で払い出されていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要

でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「少しずつ記憶が戻り、資料不足、説明不足もあったが、通知文書の不自然な点、疑問点に気付いた。」として自身で作成した参考記録を提出し、再度申立てを行っている。

しかし、当該参考記録では、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。